

人権相談を随時受付しています ~ひとりで悩まずにご相談ください~

村では、「人権相談所」を例年2回（6月・12月）特設開設の他に、令和3年2月から、村住民生活課を窓口として、随時、相談の受付をすることとしました。

家庭・近隣関係のトラブル、SNSなどによる誹謗中傷やいじめなど人権上の問題についてお悩みの方は、法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員が相談を受付けます。相談は無料で秘密は守られますので、お気軽にお尋ねください。

ただし、人権相談をご利用するにあたり、次のとおり注意点がありますので、ご確認ください。

対面による人権相談をご利用にあたっての注意点

○役場住民生活課住民係へご連絡ください。（☎38-2111内線46～48）

※受付時間は土日、祝日を除く午前8時15分から午後5時までです。

①ご利用するためには事前予約が必要です。その際、相談者情報として氏名（匿名可）、住所（匿住所可）、生年月日、性別、電話番号（日中連絡が取れる番号）、相談希望日時などをお聞きします。

②相談者情報をもとに佐井村人権擁護委員と相談日時を調整します。

③決定した相談日時と場所を相談者へお知らせします。

○新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、相談日に発熱などのかぜ症状が見られる場合、相談日の変更、取り消しが必要となります。お手数ですが再度役場へご連絡をお願いします。

○電話相談を希望の方は、次の番号へ電話してください。

法務局では、人権侵害による被害を受けた方を救済するための活動を行っています。お気軽にご相談ください。

みんなの人権110番

ゼロゼロみんなのひやくとうばん
0570-003-110

子どもの
人権110番

ゼロゼロなのひやくとうばん
0120-007-110
(通話料無料)

女性の人権
ホットライン

ゼロナゼロのハートライン
0570-070-810

外国語人権
相談ダイヤル

0570-090-911

インターネット
人権相談受付窓口

<https://www.jinken.go.jp/>

パソコン・スマートフォン・
携帯電話共通



法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会

【お問合せ】 住民生活課 住民係 担当：竹内

みんなで続けていこう！
交通死亡事故ゼロ 次の目標は3,500日

記録 **3,009**日

(2/1 現在)

2月の早め点灯時刻は
午後4時です

佐井村の人口 12月31日現在

男 957(-6) 計 1,912(-8)

女 955(-2) 世帯数 940(+1)

()内は前月比



◎おくやみ申し上げます
太田 あいさん(坂田美代子さん) 古佐井
金谷 艶子さん(敏彦さん) 大佐井
個人のプライバシーを尊重する意味で、
掲載して欲しくない方は、届出の際、担当
に申し出てください。

戸籍の窓口

1月15日現在